

一般社団法人日本神経学会代議員選出要項

平成22年10月1日 制定

平成30年 9月1日 改正

(目的)

第1条 第1条 この要項は、一般社団法人日本神経学会代議員選出細則（以下「細則」という。）第28条の規定に基づき、日本神経学会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）がその運営および細則第2条で規定する支部選出代議員を選出するための選挙実施に必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。

(公示の方法)

第3条 細則第5条の規定に基づき行う代議員選出に関する公示は、ホームページの会員専用ページに掲載するものとする。

- 2 機関誌「臨床神経学」への掲載は、ホームページに公示後、直近に出版される号に掲載するものとする。

(支部選挙区)

第4条 細則第7条第2項の規定により定める支部選挙区の区分は、別表のとおりとする。

(正会員数)

第5条 細則第7条第3項の規定により各支部に配分する代議員定数を算出する場合の正会員数は、選挙実施年度の9月30日現在日本国内に居住し、会費を完納している正会員とする。

(定数)

第6条 選挙管理委員会は、細則第7条第4項の規定により支部選挙区定数の配分の算定を行ったときは、その結果を理事会に報告するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、支部選挙区定数を理事会が決定したとき、速やかに公示し、直近に出版される機関誌「臨床神経学」に掲載しなければならない。

(被選挙権者の資格)

第7条 細則第9条の規定により提出する立候補届出書に記載する学術論文は、和文および英文等の原著または総説とし、発表の時期は問わない。

(選挙人名簿)

第8条 選挙管理委員会は、細則第8条、第9条および第10条の規定により、選挙権及び被選挙権を有する会員およびその会員が所属する支部選挙区を確定したときは、速やかに選挙区ごとに選挙人名簿を作成し、学会事務局に備え置くものとする。

2 前条に定める選挙人名簿は、選挙を行う年度ごとに作成するものとする。

3 選挙人名簿には、氏名、生年月日、会員番号、入会年月日、勤務先、勤務先住所（郵便番号含む）及び送付先住所を記載するものとする。

ただし、勤務先がない場合は、自宅住所（郵便番号含む）を記載するものとする。

4 第1項の規定により作成した選挙人名簿は、公開しない。

(支部選挙区の変更)

第9条 支部選挙区の変更を希望する会員は、理由を付して選挙実施年の9月20日までに選挙管理委員会に申し出るものとする。

2 前項の申し出には、変更を希望する支部選挙区が当該会員の診療・教育・研究活動の主たる場である旨等を理事が証明する文書を添付しなければならない。

3 上記の申出を基に選挙管理委員会は、変更について審議し相当と認めるときは、許可を与えることができる。

(支部選挙区確定後の変更)

第10条 選挙権及び被選挙権を有する会員が支部選挙区確定後、支部選挙区を変更した場合は、変更前に所属していた支部選挙区選挙権を有するものとする。

(公示の内容)

第11条 細則第12条の規定により行う選挙の公示には、支部選挙区ごとの代議員選出配分定数、選挙の日程、立候補する者の資格、投票できる者の資格、そのほか代議員選挙に必要な事項を記載するものとする。

(立候補の届出)

第12条 細則第13条第1項で規定する立候補届出書の書式および細則第13条第3項で規定する推薦に関する所定の書式は、別紙書式1および2のとおりとする。

2 立候補する者が提出する立候補届出書は、細則第13条第1項の規定により選挙管理委員会が郵便で提出する日として指定した期日（以下「指定期日」という。）までに、日本神経学会事務局（以下「学会事務局」という。）に郵便で提出しなければならない。ただし、指定期日を過ぎて到達した場合、消印が指定期日以前の日であれば、受理するものとする。

3 前項による立候補届出書を郵便で提出する場合、封筒の表に「立候補届出書在中」と記載するとともに、配達証明のある郵送方法により提出するものとする。

4 選挙管理委員会は、立候補届出書を受理したときは、速やかに受理した旨、立候補者に郵便で通知するものとする。

(支部選挙区を越えて異動した場合の立候補)

第12条の2 立候補する者が細則第10条の規定による支部選挙区確定後に支部選挙区を越えて異動したときは、支部選挙区異動届出書(書式4)および立候補届出書を指定期日までに提出しなければならない。

ただし、指定期日を過ぎて到達した場合、消印が指定期日以前の日であれば、受理するものとする。

2 立候補届出書を提出した者が、指定期日以降に支部選挙区を越えて異動したときは、選挙管理委員会が立候補届出書を審査する日として指定した日の前日までに支部選挙区異動届出書(書式4)を提出しなければならない。

ただし、新規に立候補する者は、立候補届出書も再提出しなければならない。

(立候補届出の無効)

第13条 立候補届出書を提出した者が、選挙管理委員会が立候補届出書を審査する日として指定した日以降に支部選挙区を異動した場合は、その立候補届出書は無効とする。

(立候補者の推薦)

第14条 細則第13条2項の規定により、代議員が立候補者を推薦する場合、当該代議員が所属する支部選挙区以外の支部選挙区に所属する立候補者を推薦することはできない。

2 本要項第12条の2の規定により立候補する者が新規に立候補する者である場合は、異動後の支部選挙区に所属する代議員の推薦を得なければならない。

(立候補者の審査)

第15条 次に掲げる立候補届出書は、無効とする。

(1) 所定の事項が記載されていないもの。

(2) 本要項第7条の規定により作成した選挙人名簿に記載されていない会員から提出されたもの。

(3) 細則第13条第3項の規定により新規に立候補する者が提出する立候補届出書に推薦書が添付されていないもの。

(4) 立候補する者が所属する支部選挙区以外の支部選挙区を立候補地として提出されたもの。

(5) 立候補する者が所属する支部選挙区以外の支部選挙区に所属する代議員の推薦を受けて提出されたもの。

(6) 代議員が3人を超えて立候補者を推薦した場合の当該代議員が推薦した全ての立候補届出書

(7) その他、細則または本要項の規定に違反する記載のあるもの。

(立候補の取り下げ)

第16条 立候補者が立候補届出書を提出した後、立候補を取り下げようとするときは、選挙管理委員会に別紙書式3により立候補提出期限までに届出なければならない。

2 選挙管理委員会は、立候補取り下げの届けがあったときは、審査のうえ、取り下げを認めることができる。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により立候補取り下げを認めたときは、立候補取り下げ届を受理した旨、文書で通知するものとする。

(立候補者名簿)

- 第17条 細則第14条の規定により作成する立候補者名簿には、氏名、支部選挙区名、都道府県名、勤務先、年齢および抱負を記載しなければならない。
- 2 立候補者名簿は、支部選挙区ごとに作成するものとする。
- 3 立候補者名簿の掲載順は、支部選挙区内における都道府県は本要項第4条の別表支部選挙区分に記載された順とし、都道府県内は氏名の五十音順とする。

(電子投票システム)

- 第18条 細則第15条で定める電子投票は、次項で定める電子投票システムにより行う。
- 2 電子投票システムは、投票者の投票内容を公開できないものとし、以下の要件を備えるものとする。
- (1) 電子投票が支部選挙区ごとに同時並行して投票できるものであること。
- (2) 学会から、選挙権者ごとに割り振られたID・パスワードによりシステムにアクセスして、投票を行うことができるものとする。
- (3) 投票は、立候補者一覧から投票したい者にチェックする方法で行うことができること。さらに、チェックした候補者氏名が投票画面で確認できること。
- (4) 投票するため投票画面に掲載する立候補者一覧は、次の項目を、本要項第8条第2項および第3項で定める順で記載すること。なお、勤務先および職名が記載できない場合は、代替措置として、公示した立候補者一覧の詳細を閲覧できるようリンクさせるものとする。
- ① 氏名
- ② 勤務先及び職名
- (5) 投票可能な数を越えた投票ができないようにすること。
- (6) 同一の候補者に2票以上投票できないようにすること。
- (7) 開票結果は、エクセルにより各支部選挙区毎、かつ得票順に、①大学所属立候補者の得票一覧、②都道府県別全立候補者の得票一覧、③全立候補者の得票一覧の3種類のデータを作成できるものであること。

(ID・パスワード)

- 第19条 選挙管理委員会は、選挙権者に対して、前条第2項第2号の規定により、投票を行うために用いるID・パスワードを、投票期間開始までに郵送により通知するものとする。
- 2 選挙権者が前項のID・パスワードの再交付を求めたときの送付方法は、郵送に限るものとする。

(投票期間および投票時間)

- 第20条 投票できる期間は2週間とし、選挙の公示に記載するものとする。
- 2 投票できる時間は、投票期間の初日の8時30分から投票期間最終日の18時00分までとする。

(電子投票システムの管理)

- 第21条 電子投票システムの管理は、学会事務局設置のパソコンにより、選挙管理委員会が事務局の協力を得て行うものとする。
- 2 電子投票システムを管理するため付与されるID・パスワードは、委員長が自ら管理するものと

する。

- 3 選挙管理委員会委員（委員長含む）および学会事務局職員は、投票期間中、電子投票システムの稼働状況を確認する場合を除き、閲覧してはならない。

（開票）

第22条 開票は、学会事務局で行う。

- 2 開票は、電子投票システムを管理するパソコンを委員長自らID・パスワードを入力し、作動させて行う。
- 3 前条の規定による電子投票システムを管理するパソコンを、やむを得ない事情により委員長が作動させることができないときは、委員長があらかじめ指名した委員が作動させるものとする。

（選挙結果の公示）

- 第23条 細則第18条の規定により公示する選挙結果には、当選者を含む全ての立候補者の氏名、都道府県名及び勤務先および得票数を記載するものとする。
- 2 前項の規定の基づく選挙結果の公示は、選出された代議員の任期が始まる年に開催される学術大会の終了日までとする。
 - 3 第1項に基づき公示した選挙結果は、前項の規定に基づく公示期間終了後は、公開しない。

（当選者への通知）

第24条 選挙管理委員会は、選挙結果を公示した後、速やかに当選した者に、その旨文書で通知するものとする。

（異議申し立ての送付先）

第25条細則第19条の規定により異議申し立てを行う場合、申立人は氏名、会員番号、異議申し立ての内容およびその理由を記載した文書を作成し、選挙結果の公示日より14日以内に学会事務局に到達するように郵送しなければならない。

（代議員の補充の通知）

第26条 選挙管理委員会は、支部選出代議員に欠員が生じたときは、細則第26条第1項の規定により1月を目途に欠員を補充し、選出された代議員にその旨通知するものとする

（要項の改正）

第27条 この要項の改正は、選挙管理委員会の承認を要する。

附則

- 1 この要項は、平成22年10月 1 日から施行する。
- 2 平成22年度選挙における支部選挙区の変更の申出期限は、第9条の規定にかかわらず10月15日とする。

附則

この要項は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年8月31日から施行する。

附則

この要項は平成26年12月8日から施行する。

附則

この要項は平成28年10月26日から施行する。

附則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

別表 支部選挙区区分

支部選挙区名	都道府県等名
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越支部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県伊豆地区（※）
東海・北陸支部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県（伊豆地区（※）を除く）、愛知県、三重県
近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（※）関東甲信越支部および東海北陸支部の伊豆地区とは、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、下田市、南伊豆町を示す。

書式 1

代議員立候補届出書

(西暦) 年 月 日

日本神経学会選挙管理委員会 殿

〇〇〇〇年日本神経学会支部代議員選挙に立候補しますので、お届けします。

ふりがな ※立候補者氏名	(自筆署名)	※所属支部(立候補支部)名	
※生年月日(満年齢) (〇〇〇〇,〇月末現在の満年齢 をお書きください)	(西暦) 年 月 日 (満 才)		
入会年月日・会員番号	(西暦) 年 月 日	会員番号	
※勤務先名 (所属・職責)	(大学の所属施設の場合は、所属大学を明記してください。)		
所属機関の住所(所属機関 がない場合自宅住所)	〒 都道府県 市 区		
連絡先 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	電話 () FAX () e-mail		— —
学術論文 5 編 (和文・英文等の原著または総説)、発表時期を問いません。			
著者(共著者含む・本人にはアンダーライン)	論文題名・雑誌名・巻, ページ・発表年		
※抱負(100 字以内厳守、 末尾に文字数を記載して ください)	(文字)		

注 1 ※印の情報は、立候補者名簿に記載して公表しますので、ご了承のうえご記入ください。

2 本様式の記載事項は、すべての事項について必ず記載してください。

3 文字カウントはスペースを含める文字数とし、半角(英数字、カタカナ)は2文字で1文字とカウントする。

書式2

代議員立候補者推薦書

(西暦)

年

月

日

代議員候補者氏名		所属支部名
上記の会員を〇〇〇〇年日本神経学会代議員選挙候補者として推薦します。		
推薦理由 (100字以内)		
推薦者 (現職代議員) 氏名	(自筆署名)	

(立候補者が現職代議員の場合は、推薦者は不要です。)

書式3

代議員立候補取り下げ届

(西暦) 年 月 日

日本神経学会選挙管理委員会 殿

〇〇〇〇年日本神経学会代議員選挙に提出した立候補届を取り下げますので、お届けします。

ふりがな 立候補者氏名	(自筆署名)	所属支部 (立候補支部) 名
会 員 番 号		
勤務先 (所属・職責)		
連絡先 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	電話 () F A X () e-mail	— —
立候補届出書提出日	(西暦)	年 月 日
取り下げ理由		

書式4

支部選挙区異動届

(西暦) 年 月 日

日本神経学会選挙管理委員会 殿

〇〇〇〇年日本神経学会代議員選挙の支部選挙区を異動したので、お届けします。

ふりがな 氏 名			(自筆署名)
会 員 番 号			
勤務先 (所属・職責)			
連絡先 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	電話 ()	—	
	F A X ()	—	
	e-mail		
立候補届出書を提出していた場合の提出日	(西暦)	年	月 日
支部選挙区異動届事項	9月30日現在の支部選挙区名 (または立候補届出書提出時の支部選挙区名)		
	異動後支部選挙区名		
	異動年月日	(西暦)	年 月 日
	異動理由		

注 9月30日現在で確定した支部選挙区を異動し、異動後の支部選挙区から立候補する場合、または立候補した後に支部選挙区を異動し、異動後の支部選挙区から立候補する場合に提出する。